長 野 広 域 連 合 議 会 会 議 録

出 席 議員 (三十三名)

第二十五

番 番

五. 四

番番番 番 番 番 番 番

第 第

十 九 八

第 第 第 第

士五 十四四

金円関米田中善北植池石小伊野小町中加 塩 伝 々村 澤 田坂林藤 林 田尾 財 木 田 川藤 田 美津子 正生佑 直 文 正 新 郁 秀 義 長 治 伍 茂 夫 啓 清 雄 子 和 郎 弘 学 通 郎 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

欠席議員(一名) 説明のため会議に出席した理事者 第 第 第 三十九 第 二十七 副広域連合長(須坂市長) 第三十三 第三十二 查委 員 役 役 番 番 番 番 番

副広域連合長(千曲市長) 副広域連合長(坂城町長)

 久 佐 伊 小 関 山 清

 保 野 藤 林 塚 本 水

 羽入田 中 宮 三小伊酒 鷲 風 神 宮 毛 島 木 林 藤 間 谷 原利 坂 井 澤 沢 克 博 正 昭 良 賢 玉 嘉 鹿 正 俊 康 昌 延 敏 夫 人 昭 宣 光 平 夫 毅 郎 雄 夫 君 君 君 君 君君君君君君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

副広域連合長 (小布施町長) 市 村 良 三 士 君 君

副広域連合長 (高山村長) 久保田

勝

(信州新町長)

信濃町助役 副広域連合長

中 村 靖

横 Ш 正 知

> 君 君

大日方 宮 島 和 茂 彦 木 君

吉 君 君

遠 Щ 秀

公務のため欠席した理事者

副広域連合長(飯綱町長) 副広域連合長(中条村長) 副広域連合長(小川村長)

副広域連合長 (信濃町長)

服

説明のため会議に出席した職員

事務局職員

事務局長

部 洋

君

環境推進課主査

総務課主査

職務のため会議に出席した職員

宮 池 田 順 英

君

八 町 充

環境推進課係長

小 内 新

池 海 井

啓

道

君

君

修 美

君

環境推進課係長

介護認定審査課係長

総務課係長

芳

君

Ш 隆 君

厚 君

土 Щ 犬 餇 屋 文 治 君

総務課主幹

総務課調整幹 介護認定審査課長

和 小

夫 男 夫 美

田

秀

晴

君 君 君 君 君 君 君

中 Щ

村

事務局次長兼環境推進課長

﨑 村

富 卓 秀 秀

事務局次長

事務局次長兼総務課長

中 米

倉

史

市

木 知 之 君 君

青

環境推進課課長補佐

総務課課長補佐

環境推進課建設推進室長

総務課係長

3

議

一閉会

開会、開議

一 議席の指定

会議録署名議員の指名

諸般の報告

議会第一号上程、提案者説明、質疑・討論省略、採決

議会第二号上程、議長から指名、決定

議会第三号上程、議長から指名、決定

議案第六号、議案第七号及び認定第一号一括上程、理事者説明

質疑、委員会付託

承認第二号から承認第七号上程、理事者説明、質疑、採決

報告第二号 理事者報告

委員長報告

委員長報告に対する質疑、討論、採決

議会第四号上程、議長から指名、決定

議会第五号上程、議長から指名、決定

常任委員会及び議会運営委員会正副委員長互選の結果報告

議会第六号上程、決定

議会第七号上程、決定

議会第八号上程、決定

広域連合長あいさつ

午後一時二十七分 開

○議長(伊藤治通君)ただいまのところ、出席議員数は三十三名でござい

ます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成十八年

十一月長野広域連合議会定例会を開会致します。

午後一時二十八分 開議

○議長(伊藤治通君) 本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、三番 風間俊宣君の一名であります。

会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました

結果、本日一日と致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

○議長(伊藤冶通君)御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

4

すので、御了承をお願い致します。 なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いま

と致します。 と致します。

に御異議ありませんか。 議長から異動のあった十三名の議席を指定したいと思いますが、これ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

指定します。
ただ今御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を

該当議員さんは、お手元の名簿の順に自席で自己紹介を お願い致し

それでは、一番の伝田君からお願い致します。

(該当議員自己紹介)

○議長(伊藤治通君)次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

監査委員から、平成十八年一月分から九月分の一般会計・特別会計のこの際、諸般の報告を致します。

以上で説明を終わります。

まいっておりますので、御報告致します。例月現金出納検査及び定期監査の結果について、議長の手元に報告書が

次に、人事の紹介を申し上げます。

ので、紹介致します。過般、理事者及び説明のため会議に出席する職員に異動がありました

(信州新町長、小川村長、事務局長、次長兼環境推進課長、建設推進

室長自己紹介)

○議長(伊藤治通君)それでは議事に入ります。

議題と致します。 議会第一号 長野広城連合議会 委員会条例の一部を改正する条例を

提出者伊藤延夫君の説明を求めます。

二十九番 伊藤延夫君

○二十九番(伊藤延夫君)私から、議会第1号「長野広域連合議会委員会の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。●め、改正するものでございます。●の二十九番(伊藤延夫君)私から、議会第1号「長野広域連合議会委員会め、改正するものでございます。

○議長(伊藤治通君)以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論を省略して、ただちに採決にはいりたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

採決にはいります。

採決を行います。

を原案のとおり決することに賛成の諸君の、挙手を求めます。 議会第一号 長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例本件

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。次に、議会第二号常任委員会委員の選任についてを議題と致します。

このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、

議長から後任の委員を指名申し上げます。

、中澤直人君、清水嘉夫以上六名。総務委員会委員に、伝田長男君、加藤吉郎君、小林秀子さん、池田清

福祉環境委員会委員に、塩入学君、風間俊宣君、中川弘君、町田伍

郎君、石坂郁雄君、米澤生久君、山本国雄君以上七名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に

選任することに決しました。

次に、議会第三号 議会運営委員会委員の選任についてを議題と致し

ます。

このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、本件に関しましては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。

議長から後任の委員を指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、加藤吉郎君、町田伍一郎君、小林秀子さん、

米澤生久君、清水嘉夫君以上五名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

ることに決しました。
よって、ただ今、指名致しました諸君を議会運営委員会委員に選任す

らいちて表事に入ります

議案第六号、議案第七号及び認定第一号、以上三件、一括議題と致し

理事者から提案理由の説明を求めます。

鷲澤正一 連合長。

たしました議案などの審議につきまして宜しくお願い申し上げます。忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。提出い会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお会ば連合長(鷲澤正一)本日、ここに平成十八年十一月長野広域連合議

開会に当たりまして、本連合の事務事業の当面する諸課題等について

本連合では圏域内三か所において、ごみ処理施設の建設を進めており最初に、広域的ごみ処理対策について申し上げます。

本年六月に、建設候補地の測量・地質調査の実施について、大豆島地区設の建設受け入れについて、御検討をいただいているところであります。区において、検討組織を立ち上げていただきまして、現在、ごみ焼却施ましては、本年三月に建設候補地の地元となります大豆島地区及び松岡このうち、一施設目のごみ処理施設の建設予定地である長野市におき

告できるものと考えております。 生十二月中旬までに調査結果をとりまとめ、年内には地元の皆様に御報にた。今週中には現地説明会を開催し、調査に入る予定であります。本にき、本年十月三十一日付けで両者から御了解をいただくことができま区長会及び松岡区に御依頼申し上げましたところ、慎重に御検討をいた

ります。 続き、地元の皆様にご理解いただけますよう、十分な説明に努めてまいなお、県条例に基づく環境アセスメントの実施につきましては、引き

りまとめられました。とを承認する旨の千曲市ごみ焼却施設建設地検討委員会の中間報告がととを承認する旨の千曲市ごみ焼却施設建設地検討委員会の中間報告がと本年七月十日付で、中区を建設候補地として市が説明会等を実施するこ二施設目のごみ処理施設の建設予定地である千曲市におきましては、

いを進めているところであります。現在はこの報告に基づき、地元の皆様と懇談会を開催するなど話し合

だくことができました。
皆様をはじめ、圏域内外から七百名を超える大勢の皆様に御参加をいた偕様をはじめ、圏域内外から七百名を超える大勢の皆様に御参加をいた催による、ごみシンポジウムを開催いたしまして、地元千曲市の住民の共なお、本年十月三日、千曲市のあんずホールにおいて、千曲市との共

し上げます。 議員の皆様にもお忙しい中を多数御参加いただきまして、 厚く御礼申

最終処分場の建設を予定している須坂市の状況でありますが、建設候補や安全性等について、一定の御理解をいただけたものと考えております。このシンポジウムを通じ、参加者の皆様には、ごみ処理施設の必要性

ついて、それぞれ説明をさせていただきました。定の経過について、また、本連合からは最終処分場等の施設整備計画に会が開催され、本連合も須坂市とともに出席し、須坂市からは候補地選地二か所の地元となります米子区において、本年四月に役員対象の説明

上げていただいたところでございます。明会を開催し、また、須坂市及び本連合との窓口となる検討組織を立ちての後、米子区の住民の皆さんと六月には意見交換会を、八月には説

りたい。 れも建設候補地が選定され、地元の皆様との話し合いが本格化してまいれも建設候補地が選定され、地元の皆様との話し合いが本格化してまい本連合の最重要課題でありますごみ処理施設の建設については、いず

たらたりたりなどのりながら、粘り強く一歩一歩着実に進めてまいりたいと考えており要であり、今後、紆余曲折もあるかと存じますが、地元市と十分に連携要であり、今後、紆余曲折もあるかと存じますが、地元市と十分に連携を設建設は地元住民の皆様の御理解をいただくまでにはまだ時間が必要が

ただきますようお願い申し上げます。 養員の皆様におかれましては、引き続き、一層の御支援・御協力をい

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

円の減となっております。

平成十七年度の老人福祉施設等運営事業特別会計の決算状況は、実質平成十七年度の老人福祉施設等運営事業特別会計の決算状況は、実質

また、本年四月からの介護報酬につきましても、更に減額改定されま

ております。 したことから、特別養護老人ホームの運営は一層厳しい状況となってき

存であります。
の「収支改善計画」を策定して、引き続き健全経営に努力してまいる所の「収支改善計画」を策定して、引き続き健全経営に努力してまいる所スの提供と健全な運営を維持していくために、本年度から向こう三か年本連合においては、これらの減収に対応し、今後も適切な介護サービ

介護事業等の事業を追加しております。事業を追加し、また、デイサービスセンターにおいては、介護予防通所養護老人ホームにおいては、短期入所事業に介護予防短期入所生活介護た制度が新設されました。本連合においてもこれに対応するため、特別また、平成十七年度の介護保険法の改正では、介護予防に重点を置い

また、養護老人ホームについても制度改正が行われ、今まで介護保険 また、養護老人ホームについても体制を整備 と、本年十月一日から介護保険制度が適用されることとなりましたことか ら、本連合が管理運営する二つの養護老人ホームの入所者のうち、要支援者、 また、養護老人ホームについても制度改正が行われ、今まで介護保険

の今後の在り方について、検討をお願いしております。た高齢者福祉施設等の在り方検討懇話会において、民営化を含めて施設本連合の高齢者福祉施設につきましては、現在、本年六月に設置され

対し適切に対応しながら、サービスの充実と安定した施設運営に努め、懇話会の提言を踏まえつつ、介護保険制度の改正や多様化するニーズに本年度中には懇話会から提言がいただける予定となっており、今後、

御利用者の皆様の安全で快適な生活を確保してまいります。

次に、介護認定審査について申し上げます。

千七十八件の減少となりました。 対前年度比は九十二・三パーセントとなり、平成十六年度と比較して二、 平成十七年度の介護認定審査判定件数は、合計二万五千二十四件で、

のと思われます。期間が最長二十四か月に延長可能とされたことが大きく影響しているも期間が最長二十四か月に延長可能とされたことが大きく影響しているもこれは、介護保険法施行規則が改正され、平成十六年度から認定有効

を本年二月十六日から行ってまいりました。スタートいたしました。本連合においては、予防給付対象者の審査判定また、昨年の介護保険法の改正に伴い、本年四月から「予防給付」がまた、昨年の介護保険法の改正に伴い、本年四月から「予防給付」がよお、この認定有効期間が最長二十四か月に延長された件数は、五千なお、この認定有効期間が最長二十四か月に延長された件数は、五千

八件となり、全体の二十七・四パーセントとなりました。五千二百五十九件のうち、予防給付対象の要支援一及び二は四千百五十本年度の予防給付の判定実績は、この十月末現在の審査判定件数一万

次に、障害程度区分認定審査について申し上げます。

することとなりました。 査会につきましては、関係市町村の協議により本連合において共同設置・昨年十月に可決成立いたしました障害者自立支援法に基づく市町村審

十二日から審査判定を開始しております。だきながら、本年五月十四日に審査会委員の任命式を行い、その後六月圏域内の各医師会をはじめ、関係団体の皆様の御理解と御協力をいた

情を踏まえた審査判定が行えるよう、努めているところであります。成し、特に委員には障害者の方にも加わっていただき、より障害者の実係者、学識経験者等により、総勢四十名、一合議体五名の八合議体で構審査会委員は、精神科医などの医師十六名をはじめ、保健、福祉の関

況であります。を行い、これまでに在宅者の審査判定については、ほぼ終了している状を行い、これまでに在宅者の審査判定については、ほぼ終了している状実績は、本年十月末で審査会を四十二回開催し、約九百件の審査判定

那整しておりますことから、審査会委員の人数については減員して運営調整しておりますことから、審査会委員の人数については減員して運営を当定が集中しないように、各市町村において認定有効期間の終期を審査判定が集中しないように、各市町村において認定有効期間の終期を審査判定が集中しないように、各市町村において認定有効期間の終期をする方向で検討しております。

最後に広域的課題について申し上げます。

立ち上げ、調査・研究を進めております。防、救急、救助、防災体制の推進」につきまして、本年より専門部会を防、救急、救助、防災体制の推進」につきまして、本年より専門部会を新たな広域的課題として、「広域的高度情報化の推進」及び「広域的消

て調査・研究をしております。がら事務の効率性や経費削減等の観点から、その共同化・標準化についがら事務の効率性や経費削減等の観点から、市町村の独自性に配慮しなに導入している情報処理システムについて、市町村の独自性に配慮しなこのうち、広域的高度情報化の推進につきましては、関係市町村が個々

広域的消防、救急、救助、防災体制の推進につきましては、現在、

踏まえながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。ますことから、今後、本連合においては、この消防組織法の改正内容も十万人規模以上の消防本部を目指し、消防組織法の一部を改正しており性について検討をしております。国においても、本年六月、管轄人口三圏域内にある長野市、須坂市及び千曲坂城の三消防本部の広域化の可能

件、認定案件一件であります。正予算など議案二件、専決処分の承認案件六件、専決処分の報告案件一案件は、平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補案件、当面する諸課題等を申し上げましたが、本日提出いたしました

挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げまして、開会の御詳細につきましては、助役から説明申し上げますので、十分な御審議

○議長(伊藤治通君)酒井登 助役

○助役(酒井登君)本定例議会に提出いたしました各議案につきまして御

事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。 初めに、議案第六号 平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営

千円とするものでございます。円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三十一億六千三百六十二万九円を追加し、予算総額を歳入歳出に、それぞれ二億七千四百二十一万六千

補正の内容でございますが、特別養護老人ホーム小布施荘に入所され

加をお願いするものでございます。

一次のでいるでいます。

一次のため、基金に積み立て、今後の施設運営に使用してまいりたいと考上のため、基金に積み立て、今後の施設運営に使用してまいりたいと考上のため、基金に積み立て、今後の施設運営に使用してまいりたいと考上のため、基金に積み立て、今後の施設運営に使用してまいりたいと考上のため、基金に積み立て、今後の施設運営に使用してまいりたいと考上のため、基金に積み立て、今後の施設運営に基づく四千八十五万円の寄ておりました故野村鶴子様から、公正証書に基づく四千八十五万円の寄いをお願いするものでございます。

御説明申し上げます。 び長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてが長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、 議案第七号 長野広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例及

い、改正するものでございます。これは、老人ホーム等に勤務する職員の特殊勤務手当の見直し等に伴

関係条例の改正をお願いするものであります。
特殊勤務手当につきましては、現在、国、県をはじめ関係市町村にお特殊勤務手当の支給の趣旨であります著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に相当するかなどについて検討を進めてまいりました結果、は困難な業務に相当するかなどについて検討を進めてまいりました結果、現在、老人ホーム等に勤務する職員に日額で支給をしております福祉業界を当のうち、死亡者の取扱いを除く手当について、廃止することとし関係条例の改正をお願いするものであります。

重度化傾向に伴い、職員の精神的、肉体的負担が増しつつある現状を踏しの検討過程において、夜間における介護業務が、近年の施設利用者のる条例の一部改正についてでございますが、これは特殊勤務手当の見直また、同時に改正を予定しております長野広域連合職員の給与に関す

五百円に改めるものでございます。手当として支給するため、夜間勤務手当の下限額を二千三百円から三千まえまして、特殊勤務手当のうち、夜間に係る支給額相当を、夜間勤務

決算の認定について御説明を申し上げます。 次に、認定第一号 平成十七年度長野広域連合一般会計・各特別会計

A三横長の表となっております、決算一覧表を御覧いただきたいと存じ初めに、お手元に配布してございます決算書の、目次の次のページ、

一般会計と各特別会計の決算額の合計でございます。

十三円となっております。合計額が四十億六千二百三十四万三千百四覧いただきたいと存じます。合計額が四十億六千二百三十四万三千百四まず、歳入の収入済額、A欄でございますが、一番下の合計の欄を御

いただきたいと存じます。 続いて歳出の決算額でございます。支出済額、B欄の合計の欄で御覧

次に、各会計ごとに順を追って御説明申し上げます。総額二十七億三百二十九万二千九百六十五円となりました。

まず、一番上の一般会計から申し上げます。

調定額に対しましては百パーセントでございます。なりまして、収入率は、予算現額に対しましては百二・八パーセント、まして、調定額及び収入済額は、七億一千二百五万七千八百九十二円と歳入につきましては、予算現額が六億九千二百八十四万五千円に対し

六億三百十四万二千四百二十九円となりまして、予算現額に対する執行 次に、歳出の予算現額は、歳入と同額でございますが、支出済額は、

率は、八十七・一パーセントでございます。

差引額は、一億八百九十一万五千四百六十三円でございます。(従いまして、収入済額から支出済額を差し引きいたしました歳入歳出

ございまして、この額が翌年度へ繰り越される額でございます。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額で

百二十五円ございますので九十九・九パーセントでございます。次に、老人福祉施設等運営事業特別会計について御説明申し上げます。のに、老人福祉施設等運営事業特別会計について御説明申し上げます。

して、予算の執行率は九十四・三パーセントでございます。歳出の支出済額は、三十億二千百二十八万三千五百二十四円となりま

げます。
次に、長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計について御説明申し上五千百九円となりまして、これが翌年度へ繰り越される額でございます。
従いまして、歳入歳出差引額でございますが、二億三千三百三十六万

ございます。

これに対しまして、歳入におきましては、関定額に対しましては百パーセントで
五百六十三万六千六百十八円となりまして、収入率は、予算現額に対し
五百六十三万六千六百十八円となりましては、調定額、収入済額とも九千

従いまして、歳入歳出差引額は、一千六百六十六万九千六百六円となとなりまして、予算の執行率は九十三・七パーセントでございます。また、歳出の支出済額でございますが、七千八百九十六万七千十二円

りまして、この額が翌年度へ繰り越される額でございます。

げました。 以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について御説明を申し上

詳細につきましては、次のページ以降に掲載しております各会計の決

算書を御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

何とぞ十分御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げま

す。

○議長(伊藤治通君)以上で説明を終わります。

次に、小林監査委員から発言を求められておりますので、許可致しま

小林昭人 監査委員

○上げます。
○監査委員(小林昭人君)私から、ただ今、提案説明されました認定第一の監査委員(小林昭人君)私から、ただ今、提案説明されました認定第一

入役、関係課及び関係施設所管の諸帳簿、 証書類と照合するとともに、書及びその附属書類並びに基金の運用状況を示す書類につきまして、収審査に当たりましては、連合長から審査に付されました各会計の決算

ました。 明を聴取し、また例月現金出納検査並びに現場実査により審査をいたし予算の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、関係職員の説

財政状況等を適正に表しているものと認めた次第でございます。れており、その計数は、関係諸帳簿と符合し、平成十七年度の決算及びその結果、決算書類等は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成さ

存じます。 の運用状況審査意見書のとおりでございますので、御覧いただきたいとの運用状況審査意見書のとおりでございます・特別会計決算及び基金ございます平成十七年度長野広域連合一般会計・特別会計決算及び基金なお、審査の詳細及び意見につきましては、お手元に配布申し上げて

の安定的な確保が最重要課題となっております。制度のもとで各施設は、自主運営が求められており、そのためには収入さて、特別養護老人ホームの運営についてでございますが、介護保険

をされる可能性があります。ほとんどの施設で前年度に比較し減収となっており、また今後も見直し時に平成十七年度は、十月に介護報酬単価が引き下げられたことから、

査の報告といたします。査の報告といたします。はができますよう、より一層の御努力を御期待申し上げまして、決算審供ができますよう、より一層の御努力を御期待申し上げまして、決算審併せて職員一人一人が経営感覚をもち、最小の経費で最大のサービス提供ができますよう。は、減収対策として収入施設を長期的、安定的に運営していくためには、減収対策として収入

○議長(伊藤治通君)これより議案質疑に入ります。

なお、ご発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

議案第六号 平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別

会計補正予算、歳入歳出一括質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)進行致します。

広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。 議案第七号 長野広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例及び長野

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)続いて、認定案の質疑にはいります。

認定については、各会計ごとに一括してお願いします。 認定第一号 平成十七年度長野広域連合一般会計、各特別会計決算の

初めに、平成十七年度長野広域連合一般会計

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)進行致します。

平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)進行致します。

平成十七年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)山本国雄君

○二十六番(山本国雄君)二十六番 信州新町の山本国雄です。

に対して収入額がそれぞれ百パーセント以上というその一番の理由はど営事業特別会計、ふるさと市町村圏事業特別会計の三件ともに予算現額平成十七年度長野広域連合一般会計・特別会計の中で、一般会計と運

ういうところからきているんでしょうか。

○議長(伊藤治通君)事務局長

算現額より多いということでございます。
○事務局長(米倉秀史君)それぞれ三会計ともですが、繰越金が予算現額

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇二十六番(山本国雄君)先ほどの説明にもありました今のページの差引 のでしょうか。 の形のものが今年度の予算の中に上乗せされたという理解の仕方でいい 残額AマイナスBというかたちの後ろに翌年度へ繰り越すべき財源、こ

○議長(伊藤治通君)事務局長

○事務局長(米倉秀史君)この翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、 形になるわけでございますのでお願いいたします。 実質収支の剰余金につきましては、それぞれの基金に積み立てるという 十七年度に行います事業を繰り越して行う場合のその財源でございまし て、広域連合の場合はございませんでゼロとなっております。今後この

(「進行」と呼ぶ者あり)

(伊藤治通君) 進行致します。

以上で質疑を終結致します。

ました委員会付託表のとおりそれぞれ関係の常任委員会に付託致します。 次に、承認第二号から承認第七号以上六件、一括議題と致します。 議案第六号

議案第七号及び認定第一号以上三件、お手元に配布致し

ります。

理事者の説明を求めます。

○助役(酒井登君)承認第二号 - 専決処分の報告承認を求めることについ て御説明申し上げます。

たものでございます。 について、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分し これは、長野広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

びはにしな寮に勤務する職員の旅費支給に係る在勤地の地域に関する規 定から、これらの町を削除したものでございます。 子町及び武石村が上田市へ合併されたため、本連合職員のうち杏寿荘及 改正の内容につきましては、本年三月六日をもちまして、真田町、丸

申し上げます。 次に、承認第三号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明

処分したものでございます。 補正予算について地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決 これは、平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計

補正予算書の五ページをお開き願います

今回の補正の内容について、歳出から御説明申し上げます。

は、職員の人事異動により人件費に不足を生じたため追加したものであ 第一款 民生費 三項 二目の久米路荘費五百三十三万一千円の追加

の財政調整基金の運用利子が、当初の見込を上回り十二万五千円の増額 六項

一目の財産管理費十二万五千円の追加は、 特別養護老人ホーム

次に、歳入について御説明申し上げます。となったため、これを同基金へ積み立てるため追加したものであります。

四ページにお戻り願います。

たものでございます。 十三万一千円の追加は、久米路荘の人件費の不足に充当するため追加し第一款 サービス収入 一項 二目の施設介護サービス費収入五百三

回ったことにより追加したものでございます。は、特別養護老人ホームの財政調整基金の運用利子が、当初の見込を上第四款 財産収入 一項 一目の利子及び配当金十二万五千円の追加

十二億三百九十五万八千円とした次第でございます。 以上が、補正予算の内容でございますが、これにより予算の総額を三

申し上げます。 次に、承認第四号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明

分したものでございます。 る条例について地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処これは、長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定め

したものでございます。
う障害程度区分認定審査会を本連合が設置することとなったため、制定行されたことに伴い、障害者が給付を受けるための障害程度の判定を行改正の内容につきましては、本年四月一日から障害者自立支援法が施

して、同時に、附則におきまして、長野広域連合特別職の職員で非常勤令の規定により定めるもので、委員定数を四十人とするもの、二つ目と条例の主な内容でございますが、一つは、同審査会の委員の定数を法

. 介護認定審査会の委員報酬と同額の一万八千円と定めるものでございまの者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、委員の報酬を

平成十八年四月一日としたものでございます。なお、施行期日につきましては、障害者自立支援法の施行日と同日の

次に、承認第五号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明

申し上げます。

ものでございます。 について地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したこれは、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与が改正されたため、本連合職員の給与につきまして、改正の主な内容につきましては、平成十七年度の人事院勧告に基づき

国家公務員の措置に準じて改正したものでございます。

ているでございます。 一ページを御覧いただきたいと存じますが、第七条では、第一項で、 一ページを御覧いただきたいと存じますが、第七条では、第一項で、 一ページを御覧いただきたいと存じますが、第七条では、第一項で、

と同率としたものでございます。割合を百分の七十五から百分の七十二・五に改め、十二月期の支給割合また、第二十九条では、勤勉手当の支給割合について、六月期の支給

りの給与額の算出の基礎に、特殊勤務手当を加えたものでございます。第三十六条では、特殊勤務手当の支給を受ける職員の勤務一時間当た

一ジのとおり改めたものでございます。なお、給料表の改正につきましては、現行の八級を六級に変更し二ペ

また、施行日につきましては、国と同様に本年四月一日としたもので

し上げます。 次に、承認第六号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明申

基づき、専決処分したものでございます。の一部を改正する条例について地方自治法第百七十九条第一項の規定に及び管理に関する条例及び長野広域連合通所介護の利用料に関する条例及び長野広域連合通所介護の利用料に関する条例

ででいます。
でいます。
か正に当たりましては、平成十七年度の介護保険法の改正により地域でである。事業の内容及び利用料等について、新たに規定したものでを行うため、事業の内容及び利用料等について、新たに規定したもの事業で着型サービスや介護予防給付などの新たなサービスが新設されたことでは、平成十七年度の介護保険法の改正により地域ではいます。

利用料の額を国の基準に基づき規定したものでございます。予防短期入所生活介護を追加したもの、第七条では、事業の追加に伴う正では、その中の第四条で特別養護老人ホームにおいて行う事業に介護人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改改正の主な内容でございますが、まず、第一条の長野広域連合養護老

に、従来の通所介護事業に加え、認知症対応型、介護予防及び介護予防正では、その中で第一条でデイサービスセンターにおいて実施する事業次に、第二条の長野広域連合通所介護の利用料に関する条例の一部改

日と同日の本年四月一日としたものでございます。また、施行日につきましては、これらの改正に係る介護保険法の施行る利用料の額について、国の基準に基づき、規定したものでございます。認知症対応型の各通所介護事業を追加し、第三条でそれぞれの事業に係

申し上げます。
・
中し上げます。
・
中し上げます。
・
中心上げます。

たものでございます。
これは、同じく平成十七年度の介護保険法の改正により条例を改正し十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。
これは、長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置

新たに規定したものでございます。

が護保険法の改正により養護老人ホームの入所者うち介護保険の要介護等に認定されております入所者については、新たに介護保険給付を受護等に認定されております入所者については、新たに介護保険給付を受護等に認定されております入所者については、新たに介護保険の要介

ございます。
では、事業の追加に伴う利用料の額を国の基準に基づき規定したものででは、事業の追加に伴う利用料の額を国の基準に基づき規定したものできたが、事業を追加し、第七条者に介護サービスを提供するため、御覧の四つの事業を追加し、第七条主な改正の内容でございますが、第四条では、養護老人ホームの入所

います。
の経過措置として定められた日と同日の本年十月一日としたものでござの経過措置として定められた日と同日の本年十月一日としたものでござまた、施行日につきましては、これら事業の実施に係る介護保険法上

以上、六件につきまして、地方自治法第百七十九条第三項の規定によ

り御報告申し上げます。

なにとぞ御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長(伊藤治通君)以上で説明を終わります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結致します。

○議長(伊藤治通君)進行致します。

お諮り致します。

本件に関しては委員会付託を省略し、直ちに採決にはいりたいと思い

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ますが、これにご異議ありませんか

○議長(伊藤治通君)異議なしと認めます。

よって、直ちに採決にはいります。

採決を行います。

承認第二号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案

のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

次に、承認第三号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件よって、原案のとおり承認することに決しました。

を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

次に、承認第四号の専決処分の報告承認を求めることについて、本件よって、原案のとおり承認することに決しました。

を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

次に、承認第五号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件

(賛成者挙手)

を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。 次に、承認第六号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件よって、原案のとおり承認することに決しました。 ○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

(賛成者挙手)

を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。 次に、承認第七号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件よって、原案のとおり承認することに決しました。 ○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

(賛成者挙手)

○報告を求めます。○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

酒井登助役。

申し上げます。○助役(酒井登君)報告第二号 専決処分の報告につきまして、御説明を

これは、昨年十一月初旬、特別養護老人ホーム矢筒荘において、御利

○議長(伊藤治通君)以上、報告のとおりであります。

(休憩) 二時二十分

(再開) 三時五十八分

○議長(伊藤治通君)休憩前に引き続き会議を開きます。初めに、総務経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務を開きます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会れました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。私から、長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託さい総務委員会委員長(北澤正啓君)十四番 北澤正啓でございます。

以上で報告を終ります。
決定報告書のとおり決定した次第であります。

ります。続いて、福祉環境委員会委員長田沢佑一君。○議長(伊藤治通君)以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わ

○福祉環境委員会委員長(田沢佑一君)十七番 田沢佑一でございます。○福祉環境委員会委員長(田沢佑一君)十七番 田沢佑一でございます。

項について申し上げます。 次に、委員会において論議され広域連合に要望いたしました主たる事

算編成時に適切な事業見通しを把握され、予算編成をすること。 一として、平成十七年度決算に係る環境推進課の不用額について、予

消に向け関係市町村と協力して努力すること。 二として、本連合の施設入所希望者について千名を超える待機者の解

ること。以上であります。報告を終ります。三として、老人福祉施設の財政分析の調査結果を議会委員会へ報告す

≪わります。
○議長(伊藤治通君)以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入り務手当に関する条例及び長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を初めに、総務委員会所管の、議案第七号 長野広域連合職員の特殊勤

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

せんので、直ちに採決に入ります。老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算、質疑、討論の通告がありま次に、福祉環境委員会所管の議案第六号(平成十八年度長野広域連合

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

般会計・各特別会計決算の認定について、質疑、討論の通告がありませ次に、各常任委員会所管の認定第一号 平成十七年度長野広域連合一

んので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君)賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

本件に関しましては、委員会条例第七条第一項の規定により、議長か次に、議会第四号(常任委員会委員の選任についてを議題と致します。

ら指名申し上げます。

夫君、久保田良一君、羽入田賴衛君以上十七名。関正義君、金田茂君、毛利鹿峰君、清水嘉夫君、関塚賢一郎君、伊藤延さん、小林秀子さん、池田清君、北澤正啓君、田沢佑一君、米澤生久君、総務委員会委員に、伝田長男君、塩入学君、加藤吉郎君、野々村博美

円尾美津子さん、碓井亮一君、篠原誠君、山本国雄君、小林毅君、佐野義和君、伊藤治通、石坂郁雄君、植木新一君、善財文夫君、中澤直人君、福祉環境委員会委員に、風間俊宣君、中川弘君、町田伍一郎君、小林

お諮り致します。

昌平君、宮島康光君、神谷昇君以上 十七名

ただ今、議長より指名いたしましたとおり選任することに御異議あり

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

任することに決しました。 よって、ただ今指名致しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選

次に、議会第五号 議会運営委員会委員の選任についてを議題と致し

ます。

ら指名申し上げます。 本件に関しましては、委員会条例第七条第一項の規定により、議長か

お諮りいたします。

嘉夫君、関塚賢一郎君、久保田良一君、羽入田賴衛君以上十二名。

小林秀子さん、北澤正啓君、米澤生久君、関正義君、毛利鹿峰君、清水小林秀子さん、北澤正啓君、米澤生久君、関正義君、毛利鹿峰君、清水議会運営委員会委員に、加藤吉郎君、町田伍一郎君、野々村博美さん、

せんか。
ただ今議長より指名致しましたとおり、選任することに御異議ありま

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

ことに決しました。
よって、ただ今指名致しました諸君を議会運営委員会委員に選任する

めの会議の招集は、委員会条例第九条第一項の規定により、議長が行う次に、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選のた

ことになっております。

、 · 。 会運営委員会の順序で、ただ今から順次開催されますよう御連絡申し上会運営委員会の順序で、ただ今から順次開催されますよう御連絡申し上る運営委員会、議

この際、正副委員長互選のため、四時十五分まで休憩致します。

(休憩) 四時六分

(再開) 四時二十三分

○議長(伊藤治通君)休憩前に引き続き会議を開きます。

これより常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選の結果を御

報告申し上げます。

副委員長関正義君以上のとおりであります。長植木新一君、副委員長神谷昇君、議会運営委員会委員長加藤吉郎君、

総務委員会委員長田沢佑一君、副委員長金田茂君、福祉環境委員会委員

次に、議会第六号常任委員会、議会運営委員会閉会中継続調査申出に

ついて、お諮り致します。

いますが、これに御異議ありませんか。 本件については、この際、本日の日程に追加し、議題と致したいと思

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)異議なしと認めます。

議会第六号 常任委員会、議会運営委員会閉会中継続調査申出についよって、本日の日程に追加し議題とすることに決しました。

会議規則第百一条の規定により、お手元に文書をもって配布のとおり、てを議題と致します。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の

申し出があります。

お諮り致します。

会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)異議なしと認めます。

とおり決定致しました。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出の

(善財文夫副議長退席)

○議長(伊藤治通君)副議長善財文夫君から、副議長辞職願が提出されて

おります。

お諮り致します。

この際、議会第七号 副議長辞職についてを本日の日程に追加し、議

題とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)異議なしと認めます。

まず、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○事務局長(米倉秀史君)それでは朗読いたします。

ろしくお願いいたします。 会議規則第百三十六条の規定により願い出ます。以上でございます。よにより、副議長を辞職したいので、許可されるよう、長野広域連合議会通様。長野広域連合議会副議長 善財文夫。このたび、一身上の都合辞職願。平成十八年十一月二十日。長野広域連合議会 議長、伊藤治

善財文夫君の副議長辞職願を許可することに、御異議ありませんか。○議長(伊藤治通君)お諮り致します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、善財文夫─君の副議長辞職願を許可することに決しました。○議長(伊藤治通君)異議なしと認めます。

(善財文夫君 着席)

可致します。
○議長(伊藤治通君)善財文夫君から発言を求められておりますので、許

善財文夫君

○議長(伊藤治通君)ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮り致します。

を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 この際、議会第八号 副議長選挙を本日の日程に追加し、副議長選挙

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)異議なしと認めます。

よって、議会第八号 副議長選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙

を行います。

お諮り致します。

定により、指名推選の方法をとりたいと思いますが、御異議ありません副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

指名の方法については、議お諮り致します。

いますが、これに御異議ありませんか。 指名の方法については、議長において、指名することに致したいと思

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に十六番中澤直人君を指名致します。

お諮り致します。

ただ今指名致しました中澤直人君を副議長の当選人と定めることに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君)御異議なしと認めます。

ただ今当選されました中澤直人君が議場におられますので、本席からよって、ただ今指名致しました中澤直人君が副議長に当選されました。

副議長選挙の当選人である旨の告知を致します。

十六番中澤直人君。

○十六番(中澤直人君)ただいま指名されました千曲市議会中澤直人でございます。この広域連合ますますこれから重要性を増してくるところでざいます。この広域連合ますますこれから重要性を増してくるところでざいます。この広域連合ますますこれから重要性を増してくるところでいます。

○議長(伊藤治通君)以上をもちまして、本定例会に提出されました案件

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可致します。

鷲澤正一 連合長。

○広域連合長(鷲澤正一君)十一月長野広域連合議会定例会の閉会に当た りまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

きまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。 をお願い申し上げます。 民福祉の向上に努めてまいりますので、議員の皆様方の御支援、御協力 今後も関係市町村と連携を図りながら、広域行政を推進し、圏域の住 本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただ

今年も残すところ後一月余りとなりました。

げ、閉会の御挨拶といたします。 健康には十分、御留意いただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上 朝夕一段と寒さが厳しくなってまいりましたが、議員の皆様方には、

○議長(伊藤治通君)以上をもちまして、平成十八年十一月長野広域連合 議会定例会を閉会致します。

どうもありがとうございました。

午後四時三十二分

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

平成十八年十二月二十七日

署	署	副	副	議
名	名	議	議	
議	議	时艾	哦	
員	員	長	長	長
宮	塩	中	善	伊
島	入	澤	財	藤
康		直	文	治
光	学	人	夫	通